

宇部市自動販売機設置事業者募集要項

宇部市総合政策部北部地域振興課が実施する自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申込みください。

1 公募物件

所在地	設置場所	設置台数	自動販売機の機種 又は販売品目	最大設置面積
宇部市大字船木 字野田442番地11	宇部市楠総合センター 1階ロビー	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	3.42 m ²

※ 物件の詳細については、仕様書及び設置場所の確認を行ってください。

※ 設置面積には、放熱余地を含みます。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 自動販売機の設置・運営業務について、宇部市内で3年以上の実績を有する者であること。

(2) 法人にはあっては、山口県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

個人にはあっては、宇部市内に住所を有していること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 破産者で復権を得ない者

カ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者及び警察等捜査機関から排除要請がある者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者（アからオまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

ア 宇部市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 宇部市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が宇部市と契約を締結すること又は宇部市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により宇部市が実施する監

- 督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて宇部市との契約を履行しなかった者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること
(該当についてのみ。)
- (6) 市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 自動販売機の故障時や商品の完売時に、当該故障にかかる修繕や商品の補充の要請・依頼を受けたときは、3時間以内に現地到着が可能である者。

3 貸付条件等

(1) 契約について

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の貸付けとなり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと宇部市が判断したときは、公募条件を変更しないことを前提として4年を限度に契約の更新ができます（最長5年間）。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の総売上の10パーセント以上の御提案をいただき、その金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものを貸付料とします。貸付料の納付については、毎月の売上実績を翌月の10日までに御提出いただき、その実績を基に納入通知書を作成し送付しますので、売上月の翌月末日までに納めていただきます。

(4) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測子メーター設置費を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とし、使用月の翌月に納入通知書を作成し送付しますので、使用月の翌月末日までに納めていただきます。

(5) 貸付条件

次のことを遵守してください。

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- エ 自動販売機は、物件の設置位置図に示した場所に、指定サイズ内で設置すること。
- オ 自動販売機は、電子マネー決裁機能を持つこと。
- カ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、宇部市の指示に従うこと。
- キ 販売品目は飲料品（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ク 酒類の販売は行わないこと。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- イ 自動販売機に併設して、空き容器回収ボックスを宇部市と協議の上、必要数設置とともに、他社製品持込み等問わず、設置事業者が回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を施し、安全に設置すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 貸付契約の解除

次に掲げる事由が生じたときは、宇部市はその契約を解除し、使用を制限し、又は撤去させることがあります。なお、契約の解除によって生じた損害について、宇部市は賠償の責めを負いません。

ア (5) の貸付条件に違反したとき。

- イ 宇部市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

- ウ 貸付物件の管理が良好でないとき。

- エ 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。

- オ 売上実績の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- カ その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められたとき。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宇部市に請求することができません。

4 応募申込み等

(1) 申込み方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(郵送、電話、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。)

(2) 提出書類

- ア 公募参加申込書（様式第1号）

- イ 誓約書（様式第2号）

- ウ 自動販売機設置実績報告書（様式第3号）

- エ 販売予定品目一覧表（様式第4号）

- オ 設置を予定している自動販売機のカタログ（外観、寸法及び消費電力等の仕様が確認できるもの）

- カ 商業登記簿謄本（個人の場合は、住民票）

- キ 印鑑登録証明書

- ク 応募資格要件2－（5）に係る許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

- ケ 応募資格要件2－（6）に係る未納がないことを証する納税証明書（申込日現在）〈写し可〉
(市税に係る納税証明書 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の3）)

(3) 提出先・期間

- ア 提出先 宇部市大字船木字野田442番地11

- 宇部市 総合政策部 北部地域振興課

- イ 提出期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

(4) 応募資格の確認

応募申込書を提出した者について、提出された書類を審査の結果、参加要件を満たさないと判断した者のみ受付を取り消し、その旨を通知します。

5 選考方法等

- (1) 貸付料率提案書の提出日時
 - ア 貸付料率提案書の提出日 令和8年2月19日（木）
 - イ 提出時間 午後2時
- (2) 貸付料率提案書の提出場所
 - 宇都市大字船木字野田442番地11
 - 宇都市楠総合センター 中会議室
- (3) 設置事業者の決定
 - 宇都市が予定する料率以上で最高の貸付料率の提案者を設置事業者に決定します。なお、最高となるべき料率の見積りをした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。

6 問い合わせ先

宇都市大字船木字野田442番地11
宇都市 総合政策部 北部地域振興課
電話 (0836) 67-2812